

施設園芸等燃料価格高騰対策のうち茶セーフティネット構築事業のポイント

- 燃料価格は、為替や国際的な商品市況等の影響で大きく変動するため、今後の価格の見通しを立てることが困難な生産資材。
- 特に施設園芸や茶は、経営費に占める燃料費の割合が極めて高く、燃料価格高騰の影響を受けやすい業種。
- そのため、より燃料価格高騰の影響を受けにくい経営への転換を進める必要。
- 計画的に省エネルギー化等に取り組む産地に対しては、燃料価格が一定基準を上回った場合に補てん金を交付するセーフティネットの構築を支援。

<目的と基本的な仕組み>

施設園芸等燃料価格高騰対策の目的

燃料価格高騰の影響を受けにくい経営への転換

基本① 支援対象者

事業参加者が3戸以上又は農業従事者5名以上で構成する農業者団体等

基本② 省エネルギー等対策推進計画

支援対象者は、1工場当たりの燃料使用量を3年間で15%以上削減する目標と、目標達成に向けた取組を設定

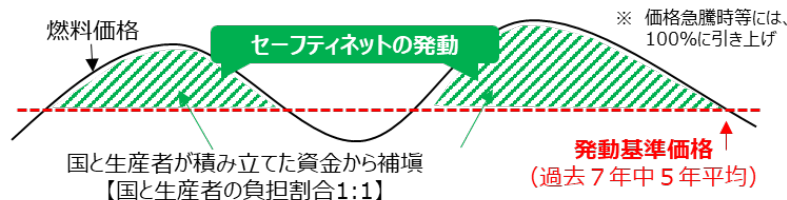
※2期目以降に継続して取り組む場合は、1工場当たり燃料使用量をさらに15%以上削減するほか、1kg当たり燃料使用量の15%以上削減する目標に取り組む。計30%以上の燃料使用量削減を達成した場合は、更なる省エネ対策に不断に取り組むこと。

基本③ 茶セーフティネット構築事業

- ① 支援対象者は、セーフティネットの積立水準と燃料購入数量を設定し、補填積立金を納入(国と生産者が1:1で積立)
- ② 省エネルギー等対策推進計画の目標達成に向けて取組を実施し、燃料価格が一定の基準を超えた場合に補填金を交付。

【セーフティネット対策のイメージ】

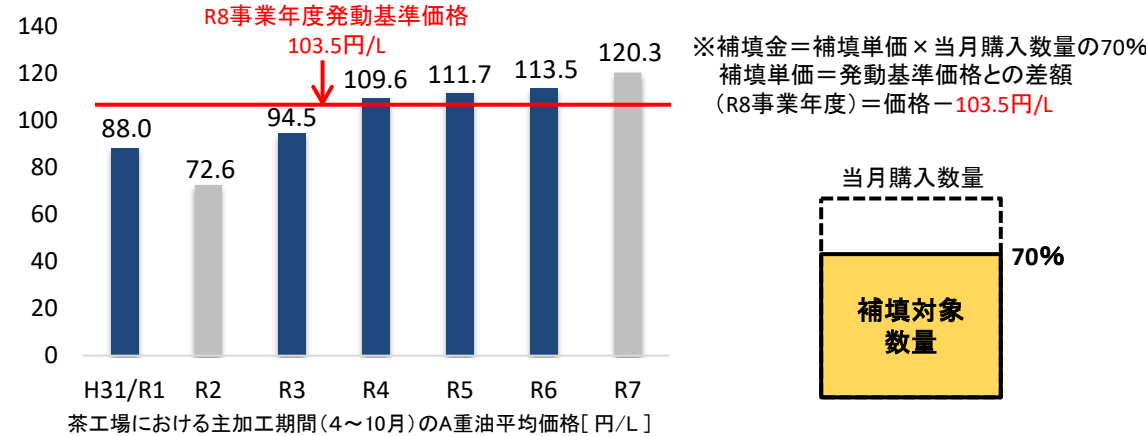
補填金 = 補填単価 (発動基準価格との差額) × 当月購入数量の70%※



<茶セーフティネット構築事業の対策のポイント>

【ポイント1】 セーフティネット発動基準価格、補填対象数量

過去7年間のA重油価格のうち最高値1年分と最安値1年分を除いた5年の平均価格を発動基準価格とし、当該月購入数量の70%を補填対象数量とする。



【ポイント2】 急騰特例措置

燃料価格が、前年加温期間の平均価格より11%以上高騰し、かつ、7中5平均の価格を上回った場合、補填対象数量を100%に引き上げ。(2年前の22%、3年前の33%上昇時も発動)

R8事業年度急騰特例価格 133.5 yen/L

